

貨物名: USB Dongle

メーカー名: IAR Systems AB

型及び等級: \_\_\_\_\_

パラメータシート  
 (情報セキュリティ・貨物)  
 様式: 9-07

(1/2)

CISTEC 2021.1.27  
 (令和3年1月27日施行行政省令等対応)

質問事項	回答	備考	
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。			
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一). 又はへ(二). で判定のこと。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。) 「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)e. の備考欄「暗号機能: ()」の括弧の中に記載のこと。	
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	( )	
b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	( )	
c. 以下のどちらにもあたらないか? 1. 暗号機能を使用することができるもの(暗号機能が有効化されているものを含む。) 2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	<input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ( )	
d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	<input type="checkbox"/> はい(非規制) ( <input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> へ(一) <input type="checkbox"/> へ(二) )	( )	
e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ	暗号機能: ( )
f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか?	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ	

パラメータシート  
(情報セキュリティ・貨物)  
様式:9-07

(2/2)

CISTEC 2021.1.27  
(令和3年1月27日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。  (*1) 下記イ(七). ~イ(九). の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ( )
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ( )
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ( )
イ(十). 上記イ(七). ~イ(九). 以外の場合。  1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。  2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)  3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ  <input type="checkbox"/> はい ↓  <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓  <input type="checkbox"/> いいえ ↓  <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: ( )  (*1) ( )  (*1) ( )
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成年月日 2021年2月1日  
会社名 IARシステムズ株式会社

貨物名：  
 提供技術名： USB Dongle  
 メーカー名： IAR Systems AB  
 型及び等級：

パラメータシート  
 (情報セキュリティ・貨物)  
 様式:9-07(別紙へ1)

(1/1)

CISTEC 2021.1.27  
 (令和3年1月27日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考		
へ(一). 市販暗号装置: 貨物等省令第8条第九号イからホに掲げるものであって、 市販暗号装置として規制除外となるものの判定  a. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。 )による注文により、販売店の在庫から販売されるものか？  b. 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないものか？  c. 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないものか？  d. 上記a. からc. の全てに該当し、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面(注記1)により確認できるものか？	<input checked="" type="checkbox"/>	はい ↓	<input type="checkbox"/>	いいえ ↓	
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号へ(一))が適用できるか？(注)	<input checked="" type="checkbox"/>	はい (規制除外)	<input type="checkbox"/>	いいえ (規制対象)	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記 1) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

作成年月日 2021年2月1日  
 会社名 IARシステムズ株式会社

■対象製品

RAINBOW: SuperPro

Sentinel: SuperPro

SafeNet : Sentinel SuperPro

Gemalto: Sentinel HL Pro

作成年月日 2021年2月1日  
会社名 IARシステムズ株式会社